

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A事業場（以下「事業場」という。）に雇用され、経理や営業等の業務に従事し、平成〇年〇月からB支局、平成〇年〇月からC支局、平成〇年〇月からD支局の各支局において支局長として就労し、平成〇年〇月〇日付けでE所在のF支局長に異動となることが内示されていた（以下「本件異動内示」という。）。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、突然の電子メールにより、給与の減額を伴う本件異動内示を受けたことが衝撃となった上、同異動に伴い、短期間で住居探し、引越し作業をするよう強いられたことで、多大なストレスを感じたという。請求人は、同年〇月〇日、G病院を受診し「不安障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が同疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。
- 5 なお、本件とは別に、本件異動内示後の平成〇年〇月〇日以降、請求人はたびたび胸部圧迫痛に襲われ、同年〇月、「冠攣縮性狭心症」と診断され、療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長はこれを支給しない旨の処分をし、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却決定し、当審査会に再審査請求をした

(平成29年労第148号)。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医意見書、診療録及び受診に至る経過等を踏まえ、ICD-10の診断ガイドラインに照らし、「F40 恐怖症性不安障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月下旬頃としている。

請求人の症状の経過等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、本件疾病の発病の原因として、①平成〇年〇月〇日に、目をかけてくれていたHが急逝しショックを受けるとともに、Hと対立していたIが〇〇に就任したこと、自分はどうのような処遇になるのだろうと不安になったこと、②同年〇月〇日に、転居を伴う本件異動内示を受け、これはグレード給

が降格となり、請求人に対する報復人事又は間接的な退職強要であると思うとともに、異動によりグレード給が下がることによって、給与が○年後には月額約○円の減給となることにショックを受けたこと、③内示からわずか○週間で遠隔地であるF支局に転勤となったこと、④単身赴任の転勤先では、冠攣縮性狭心症の発作が起こった場合、もし薬が効かなかつたら1人で死ぬのではないかと恐怖を感じたことを主張していることから、以下、検討する。

ア 平成○年○月○日にHが急逝した出来事については、Hに師事し、頼りとしていた請求人が、将来に不安を抱くことになったことは推認し得るも、同時点においては、Iと直接的にトラブルが生じたとの事情も認められないことから、当審査会としても、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「理解してくれていた人の異動があった」(平均的な心理的負荷の強度「I」)にあてはめてみても、あくまで漠然とした不安であったと考えることが相当であり、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ 請求人は、本件異動内示を受けたことについては、IによるHの傘下職員であった請求人に対する報復人事であり、間接的な退職強要であって、これによって不安を感じ、加えて、給与の大幅な減給となることにショックを受けたと主張する。

本件異動は、減給を伴うものであることは事実であると認められるが、請求人は、既にD支局長に就任して○年が経過していることに鑑みると、異動対象とされたことは異例なこととはいえ、また、減給を伴うものであったものの、異動後も同じ局長という職位であり、しかも、減給に対しても調整給により一部補填されていることから、異動前後での減額の程度は総支給額でみると、○%程度にとどまるものである。さらに、請求人は全国規模の事業場の支局長としてC支局長をはじめ各支局長を歴任してきていることを踏まえれば、本件異動内示が、殊更強い心理的負荷を生じさせるほどの出来事とは認めがたい。

本件異動内示について、請求人は、報復人事又は間接的な退職強要であり、本件異動内示により強い心理的負荷を受けた旨主張するが、当審査会として一件記録を精査するも、本件異動内示が退職強要であるとする事情は確認し得ない。この点、請求人は、事業場の経営陣に対立する請求人に対する処分的なものであったと主張することから、仮に、認定基準別表1の具体的出来

事「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）を類推してあてはめてみても、決定書に説示するとおり、本件異動内示については、事業場にとっての必要性、人選の合理性、さらには、請求人が受ける不利益の程度からみて、一定の合理性があると判断し得るものであり、その心理的負荷の総合評価は「弱」程度にとどまるものと判断する。

ウ 請求人は、平成○年○月○日に本件異動内示を受け、○週間後の同年○月○日に着任しなければならなかったことから、業務の引継、賃貸物件の選定、引越業者との打合せ等多忙を極め、また、着任後は、慣れない土地でJ組合との連携をゼロから構築する業務に従事して苦勞したことなど心理的負荷が強かったと主張する。

この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「転勤をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するが、請求人はC支局長など遠隔地への転居を伴う異動を経験しており、初めての赴任地で初めての取引先への対応に苦慮したとしても、業務内容が変更になったものではなく、また、内示から着任までの期間が○週間と従前に比べ短かったとしても、社会通念上国内の転勤として極端に短期間であったとまでは認めがたいところであり、当審査会としても、決定書に説示するとおり、心理的負荷の総合評価は「中」程度にとどまるものと判断する。

そうすると、上記イの本件異動内示と本件異動は関連して生じている出来事であるので、これらを1つの出来事として心理的負荷を評価しても、総合評価は「中」にとどまるものである。

エ 請求人は、平成○年○月○日に発症した冠攣縮性狭心症について、薬を飲み続けなければならないこと、薬を止めた場合には突然死もあり得ると医師から言われて、転勤先に1人にいるときに発作が起きたらと不安になったと主張するが、当該冠攣縮性狭心症の発症については、当審査会において、業務上の事由によるものとは認められない旨判断をしており（平成29年労第148号）、請求人の冠攣縮性狭心症の発症自体を、業務上の出来事として評価することはできず、また、転勤先での発作に対する不安については、赴任先に医療機関がない等の事情もないことから、上記ウによる本件異動内示の心理的負荷の評価を左右するものとは認められない。

(4) 以上のとおり、請求人に係る本件疾病の発病前の評価期間の出来事は、業務による心理的負荷の総合評価の「中」が1つ及び同「弱」が1つであって、業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。